

給する障害年金の額の算定につ
ては、第四項の規定を準用する。

昭和二十四年五月十六日印刷

昭和二十四年五月十七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局

(第九部)

第五回 参議院厚生委員会會議錄第十六号

(CHIEF)

昭和二十四年四月二十六日(火曜日)
午前十一時二十七分開会

本日の會議に付した事件

○健康保険法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○厚生年金保険法等の一部を改正する
法律案(内閣提出)

○理事(堀井伊介君) それでは開会
いたします。本日は健康保険法の一部を
改正する法律案と厚生年金保険法等の
一部を改正する法律案につきまして質
疑をいたします。質疑のある方は……

○中平常太郎君 これは議事進行につ
いてであります。両方共付議されて
おりますが、やはり一本ずつ纏めたら
よからうかと思ひます。進行について
意見を申し上げます。

○理事(堀井伊介君) それでは進行
上、健康保険法の一部を改正する法律
案を先にいたすことに御異議ございま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(堀井伊介君) ではさういふ
うにいたします。

○中平常太郎君 本法案につきまして
昨日質問いたしましたのでありますが、こ
の診療報酬というものが、受ける者
と、この診療報酬の根拠をなす保険料
を出す事業者側との了解が、この大き
な体系の上においてなんらの連鎖がな
いという問題ですね。昨日これに對し
て質問をいたしました。その質問から
出ました結果も、なんらの連鎖を確
立することができなかったものでありま
す。それは一例を申し上げますという、

どういふ品物の買付にいたしましたし
ても、買付方と賣付方との間には了解が
成立して初めて金銭の授受があるのだ
であります。然るにこの保険につきま
しては、出す、いわゆる保険料を出して
おる者の側が、診療報酬を受取る方の
医者の金額の多寡を知る機会がない。

それで立入った話でありますけれども、
悪質の医者があつた場合には、注
射をしなかつたにも拘らず注射をし
たと書かないとも限らない。又一週間
の治療の期間が二週間になつておる
ということはないとは限らないのであり
ます。なぜかという、それを立証
し、それを是正する期間もない。その
まま保険者の方におきましては、診療
報酬規程によつてその報酬を出してし
まわれる。それから又保険料を負担し
ておる。その事業主の側は、それと
没交渉に毎月保険料を一定の基準によ
つて従業員の数に應じて保険料を負担
しておる。その負担した金と診療に出
しておる各個の被保険者が使つたその
金額との対照が何らできていないから
して、何程悪質の医者があつてその間
に不徳なことがありまして、事業主
はそれを知らない。近い例を言います
と、事業主の方に雇われておる
被保険者に、その診療報酬の金額を示
す。さうして金を出しておる事業主の
側でその被保険者を呼んで、お前は千
五百円——仮に例えて言へば——千五
百円という診療報酬が医者の方に拂わ
れておるが、お前は何日かかつたの
か、これには二週間と書いてあるが、
いや、私は三日しか行きません。

注射は五回とあるが、どうか。いや、
私は注射は一回もして貰つておりませ
ん。こういうような場合があることを
予想しなければならぬ。何となれ
ば、何か被保険者が医者の方の側で自
分がして貰つたことに對する証明、い
わゆるその手形は貰つておるに相違な
いけれども、それと事業主が引合はす
チャンスがないからして、何ら被保險
者のかかつた費用の實額を調べること
なくして、そのまま保険者が拂つてし
まう。従つて拂う方の側と保険料を取
る方の側と、權利と義務との間におい
て何らの関係がない。而して何程悪
者の方から出た診療報酬の金額に過
かろうとも、それを是正するチャンス
が一つもない。それでただ保険者にお
きましては、沢山金が必要と言つて
心配されるけれども、實際は被保險者
に聞いて見ると、それ程治療はか
つていないといふことがあるかも知れ
ない。これは私は小さい問題ではないと
思ひます。それで少くとも物を買う場
合には、品物の数まで改めて初めて品
代を出すというのが慣例でありまし
て、事業主が何十万、何百万という保
險料を一ヶ月拂つておるにも拘わら
ず、自分の使つておる工員がどうい
う方面に、どういふ病氣に罹つて、ど
れだけ要つたかといふことを知らずに保
險料を負担しておる。又被保險者は病
氣を癒して貰つたので、自分の腹は痛
めていない。自分の腹は半分痛めてお
ることに保険料は半額拂つておるけれ
ども、事實は大会社では割合会社が負
担しておる場合があるのでありますか

ら、たとえ自分が負担しておることに
なつておりましたも、その月給を差引
かれるのでありますから、痛し痒しと
いう現実に薬との関連がない。そのた
めに相当大きなことに重大な欠陥があ
つて、その欠陥は例えて見れば何程で
も悪用できる欠陥であり、無制限な一
つの欠陥と言わざるを得ぬのでありま
す。だからして私などの考えるところ
によりますと、意見になります。こ
ういふふうな考えを持っております。
この点をお伺いします。即ち診療報酬
というものは何の某に何回注射した、
何で使つた、だから何何何何何。こ
ういふところの表が事業主の方へ行つ
て、事業主が被保險者と呼んで、お前
はこれだけ行つたがよろしいか、さ
うでございます。さういふことなれ
ば、これは間違いない。それは一々や
ることができないといふことなれば、
月に一回でも或は二週間に一回でも表
にして事業主の方へ診療報酬の明細が
行くといふことになれば、それは事後
においても、つまり診療報酬を出すた
めに期間が遅れるなれば、事後におい
ても一週間毎にその表が事業主の方に
渡つて行くといふ保険者としては義務
を持たねばならぬ。その手続は煩瑣と
は言えない。なすべき一つの仕事であ
ります。これを煩瑣と言ふことは、そ
れは事務を怠つておるといふことにな
ると思ふ。だからたとえ煩瑣でも、診
療報酬が決つた以上は、診療報酬と同
じ数量のものを事業主の方に通知をし
てその承認を受ける。たとえ事後承認
であつてもよろしい。承認を受ける。

それなれば医者は氣を付けて誤謬のな
いように、被保險者に対して三回の注
射を五回したといふような間違いを書
くようなことはなくなり、極めて正直
なものが行われて、診療報酬にも相当
大きな金額の影響があると思ふのであ
ります。決して医者だからといつて神
様ばかりでもありませんまい。然るに、
どういふふうな金の支拂いでも政府は
厳重な査定をして金銭の支拂いがある
にも拘らず、この保険者の診療報酬に
だけは、ただ医者を信頼して、医者の
言うままで何を言つてあろうともその
まま支拂つて行くといふことは、厖大
な予算が無茶苦茶に増加するといふ嫌
いがある。それさえもここに欠陥があ
るか、悉く被保險者がそんな治療をし
たかのごとく被保險者が認識しておられ
る。その中にどれ程の差異があり、ど
れ程の誤謬があるかといふことがはつ
きりするチャンスがない。これは昨日
これに對して私質問したところが、宮
崎局長は、それは診療報酬の受拂いが
今でさえも遅れておるのに、さうい
うことをして診療報酬を出しよつては医
者の方に金が出さぬ、遅れてます
ます困難になるというお答でありまし
た。これは事務的責任であつて、
それを以てなすべき処置をなさずして
金を早く拂ふ必要はない。又今日他の
方面も十分に研究なさつておるのであ
れば、事業主の方の了解を得て後の診
療報酬を決定するといふのが普通であ
ります。これがなすべきところの本當
の筋道であります。金を拂う者は年が
ら年中金を出しておつて、いつ拂われ

るか、誰に拂われたか知らないでお
る。そこに大きな欠陥がある。そうし
て政府も一つも痛くも痒くもない。事
業主は一遍出したものを出されるのだ
から、これも痛くも痒くもない。被保
險者も自分の病氣が癒つておるから沢
山掛つておるが、自分が自分分は一定
の率で保険料を出しておるから痛くも
痒くもない。そういうふうに三者悉く
痛くも痒くもないという状態に置かれ
ておる。医者の方のみその金額の多く
なることを希望するという結果を生じ
得る可能性がある。だから取る方と出
す方との間に深い了解があつてのみ初
めて金銭の授受というものがあつて
あります。ところが保険者のやり方は
は、出す方の側に何ら一つの確定した
根拠を持たずして、一方的な請求によ
つて出される。これは思ひ半ばに過ぎ
るものがある。私は今日の赤字といふ
問題につきまして、或いは金額が大き
いといふ問題につきまして、被保険者
も割合自由な行動があるであらう。又
家族の診療券などについても、幾分恩
用しておるものがあるであらう。けれ
ども問題はそういうことではない、もつ
と大きなところに欠陥がある。そう見
るのです。家族の問題になれば何程で
も嚴重にできる、会社には家族の名簿
があるから、その家族の者が受診した
場合に、君の細君はこの間中病氣であ
つたかと聴いたら、いいえ私の妻は健
康です。だけれども君の細君の名前で
医者に行つたやないか、いいえ行き
ません。こういうことが調べの結果立
証ができるのでありますから、そう家
族の診療券を他人に貸すわけに行か
ない、貸した場合には直ちにそういうふ
うに事業主の方で調べる事ができる

から、どうしてもこれは事業主の方に
廻して、診療報酬の明細が事業主の方
へ告げられて、それから初めてその承
認の下に、保険者が金を拂うというこ
この本筋へ向つて頂かん限りは、い
つまで経つても、この不正は防ぎ得な
い。この点を今度の健康保険法の一部
を改正する法律案に何ら漏つていな
い。私はその点を諷つていないのはど
ういうわけか、それを昨日お伺いした
のでありますけれども、それに対する
宮崎局長の返答には、まだ満足しない
のであります。それに対するお考え
と、それからもう一つは、初診料を付
けるという問題は、健康保険の本来の
精神に逆行しておるものである。嚴重
にすべきところは、どこまでも嚴重に
して、弱者の生活の保障に、医療の保
障を講ずるべき健康保険が、成る
べく行くと言はんばかりに、初診料
を本人に負担せしめる、年がら年中千
分の二十を負担しておりながら、初診
料とは何事かといふ問題になります。
これは全國の労働者の方で、非常な反
対の空氣が醸成されつつある。我々は
労働者階級がそういう保険料を出して
置きながら、初診料を又出さねばなら
んというふうな、そういう二重人格の
ような逆行、進みつつある後から繩
で引つ張る、向うへ行けと言つて向
けて置きながら、後から繩を以て引つ
張るというふうな法律の建前は、矛盾
しておると思ふ。だからこれは保険料
の値上げといふ問題につきましては、
これは独立採算制から言ひましても、
或る程度値上げしなければ赤字が大
きいと言ふならば、止むを得ない場合
がありましようけれども、初診料を付
けるということは、絶対に主義の逆行

になるのでありますから、健康保険法
を制定した趣旨に逆行するものである
と思ふのであります。この二つについ
て明快な御答弁をお願いいたします。
○政府委員(宮崎本一) 最初の問題
でございますが、診療担当者で診療費
の請求をいたします際において、事業
主の方の承認を経て、その金の支拂を
する方がいいやないかという、こう
いう中平委員の御質問であります。こ
ういふ御答へ申上げましたが、健康保
険につきましては、御承知のように二通
りあります。組合管掌と政府管掌と
あるわけでありまして、組合管掌は一
應拂ひましてから、それが組合の方へ
戻るわけでございますから、事後にお
いて入れるわけでありまして、政府管
掌の掌は政府が保険者でありまして、
政府が保険料を取つて、そして担当医
に診療を委託して、その結果に基づいて
政府が支拂をする、こういう形でその
支拂も基金を通じて支拂をする、こ
ういふ恰好になつておるが、政府管掌の
方につきまして、只今の中平さんの仰
せのように、事業主が診療内容につ
いては分らないといふことは、これは事
実でございます。それで私共といたし
ましては余りにその点がルーズでは困
るというので、近く被保険者証を改正
いたしました。被保険者証の中で診療
の内容が分るような欄を設けて、そこ
へ医者が書き込んで、そうして被保険
者がそれで分るといふ形を探るつもり
でおるのでございますが、中平さんの
仰せは、そうでなしに被保険者が分つ
ただけでもいけないのであつて、もう
一歩進んで事業主に分つた方がいいじ
やないか、こういうことであるのであ
ります。健康保険の法理上の建前が

らいたしますと、保険者が政府であり
ますので、政府がよく審査をして、政
府が支拂う、被保険者は診療を受け、
事業主は保険料を納める、こういう形
で從來から來ておるわけでありませ
う。それを今中平委員が御入札とい
う形に相成りますので、昨日申上げま
したように支拂の遅延を來すとか、或
いは診療内容の点で問題があるとい
うことを申上げたのでございますが、日
本の今までの診療といふことにつ
きましては、仰せのような点があると思
ひますが、そこで私共といたしまして
は、保険者として医療担当者の監査を
十分やつて、その辺のところを熾めた
い、又お医者さんの方も医師会等の協
力によつて自衛自戒をして貰つて、そ
ういふことのないようにいたしたい、
こういうことで今日まで参つておるわ
けであります。この点の改正は、省
令の改正で行ける筈でございますけれ
ども、これらの問題は相當難くところ
も大きいのでございますので、よく研
究いたしまして、各方面の意見を聞い
てからやらなければならぬ問題のよう
に存じますので、今回は一つよく検討
して見るということで、一つ御了承を
願ひたいと思つてございまして。それ
から初診料を取ります点につきまして
は、保険料を上げて、そうして初診料
を取らんようにするのが本體ではない
かといふお話であつたのでございませ
うが、私共保険料を徴収いたしました
り、そうして初診料を取らずに済むよう
な経済にしたいと思ひまして、いろ
いろ検討を加えたのでございまして、
今日の産業界の現状から見まして、保
険料を今千分の四十四取つておるわけ
であります。これを千分の五十に上

げるといふことをいたしたのでございま
すが、それをこの初診料を一部負担さ
せないでやりますといふと、尚五％ば
かり上げないとバランスが合はんこと
に相成りますので、今日の事業主、被
保険者等の状態から見まして、保険料
をそんなに上げることが不可能ではな
いか、こういうことを考えましたの
で、保険料の点は原則の千分の四十を
千分の五十にいたしました。そうして
初診料の一部負担をすることによつて
バランスを合はすのが、被保険者の上
においては、事業主の上においても妥
当ではないか、こういう結論を見出し
たのであります。初診料と申しますと、
東京、大阪のようなところでは四
十四円、それから地方の方では四十
円でございます。疾病の際におきまし
て、今日の状態におきまして四十円、
或いは四十四円の初診料を拂ふことは
左程苦痛ではないのではないかと
点を考えまして、こうした初診料を一
部負担せしめるといふことにはいたし
たのでございまして、大體敗戦後の社会保
険ではこういう一部負担を取るとい
うような手より他に、外國の例を見ま
してもないような状態でございます。す
で、一應患者の受益者負担と申しま
すか、そういう意味で初診料を負担し
て貰う、そうして一般の保険料を上げ
ることをそれだけ抑制しよう、という
意味でございまして、その点一つ御
了承を願ひたいと思ひます。
○中平委員 診療報酬を事業主に
知らしめるという、相手方の金を出
す方に了解を得られるという方法が、そ
れがために診療報酬の支拂が遅延する
のであつたといふ懸念を持つておられ
るのでございまして、これは私はも

うに事業主の方で調べる事ができる

けるという事は、絶対に主義の逆行

ります、健康保険の法理上の建前か

でありすが、これを千分の五十に上

るのでございましたが、これは私ほ

う一度お伺いいたしますが、被保険者証というものが出るのでありますから、被保険者証に医者が正確に書いておられますから、その被保険者証を政府管掌の保険者へ持つて行つてその一顧見せる。そうして置くならば、医

保険者証を地方の健康保険課或いは出張所へこれを見せて、そうしてそこで書き込ます。それを受取つて帰る事ができるかどうかというお話でござい

せに行つて又戻るといふような手数：郵便で送りましてもいいわけであり

れを事業主、或いは被保険者に渡すといふことについては、相当重大な書類でございすので、なか／＼困難ではないかと存するのであります。何か簡単な方法でもございしたらよく研究してみたいと思つてございす。

午後二時六分速記中止

者の方から来るところの診療報酬と同じであつたならば、何ら差異がないといふことが分る、誤謬がないといふこ

たしますので、そういう方法でなしに、何か考えられませんかといふことを検討してみたいと思ひます。

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○小杉イ子君 十二日の委員会、私は保険医に対する手術料、診療料の支拂が遅れておると、こう申しました

午後三時三十二分速記開始

と分るのであります。診療報酬を、政府管掌のその取扱事務局の方へその被保険者証を持つて行つて、そ

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

へその被保険者証を持つて行つて、そ

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

るならば医者の方から今度診療報酬の請求が参ります。それと聯合さ

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

すれば分る、誤謬がないといふことが分る、そういう方法があつて、それが

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

ために何も診療報酬を支拂ふことが遅延するといふことは絶対にない。それ

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

つて、決して煩瑣な余分な仕事でない。それは支拂いをするにしろ、

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

うものは有効に事務局へ提示さすれば、私はこの問題はひとりでに解決す

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

ことができると思ふのですが、その点に對してできるかできないか、それく

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

つ御答弁をお願いしたいと思います。

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○政府委員(宮崎本一君) 被保険者証に医師が書き込む、それから請求書を基金に提出する。その書き込まれた被

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○政府委員(宮崎本一君) 中平先生の

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○政府委員(宮崎本一君) 地方の保険課、又は保険出張所が基金から廻つて

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

ては、これはいろいろ方法が講じま

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○理事(堀井伊介君) それではこれより休前に引続き開会いたします。速記中止。

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

○中平常太郎君 更に伺ひますが、被保険者証は医者の所に留置する期間が

て、今日まで質問をいたしました。その質問に對する満足なる答弁を得ません。この本案につきまして、私は反対をする者でございますが、期間がございませんでこれは修正案を出して行きたいと思つておりますが、政府から話もありまして、極めて期間がありませんで、このまゝこれを討論に入るとすれば反対せざるを得ないのであります。その反対の理由の主なるものを申し上げますと、健康保険を制定いたしましたその趣旨からいまして、労働階級の人々に医療の開放、医療の十分な機会を與えて、そして生産の増強に全幅の労働力を發揮せしめようというのが目的である。そういうふうな目的を以て、健康保険法が社会的政策として、又社会保障の前提として今日まで行つておるのであります。今日その会計が赤字が出たからといって、その考え方に逆行したような被保険者から初診料に相当する金を取立るといふ案でございまして、それは健康保険法を制定したところの趣旨に逆行するといつても宜しいのであります。而もその初診料を出すことを被保険者が厭うために、病氣が早く診察すれば全快するものがそのままに放置するために寧ろ却つて病氣を重からしめる。その結果といたしまして、生産の減退を來たし、本人の苦痛は固より、業界におきましても、生産の減少を來たす恐れがございまして、趣旨において逆行であり、生産の増強には固より反対の結果を招來する恐れがあるものであります。それで初診料の一部負担をせしめるというところは絶対に反対でございます。但しそれにつきましてそれに相當の赤字の補填ができないと

いう政府の説明であります。これは診療費の支拂の改善をすれば、五億や、六億は当然に生み出されるものと私は信じておるのであります。而も今日の診療費の支拂状況を見ますといふと、一方的の処理をして支拂いをしております。ただ審査会がございまして、審査会が出て來たところの公けの書類をただ当否を見るだけであつて、その公けの書類に記載された事項に對する何らその裏付けも調べるものがありません。期間伝うところによりまして全部ではございませんが、いろいろ悪い噂が立つておりました。お医者さま必ずしも神様ではありませんで、収入を多からしめたための方法を採るといふ性格は人間には何人にも潜在の意識であります。収入を多からしめようといふ考えから起きて來る時に、その人格のよくない者はどういふことをするか分らない。これはお医者の方に私は申上げるのではない。どういふような場合におきましても、今日あらゆる方面にさまざまの悪辣な手段が行われております。盡く利己主義から行われて、これが詐欺、詰り詐欺を取る。人はどうもよい、自分さえよかつたらよいという算盤から出發して考へて、そういうようなことが行われておる。診療機関だけにそういうことは行われぬとは絶対に言えないのであります。ところが今日の監査状況におきましてならばこれが極めてそういう方面を十分に監察するところの機能になつていないのであります。ただ帳の上の書類の数字、或いはその当否を調べるに過ぎないのであります。何ら根拠に觸れていないのであります。例えて見れば物を買つ場合に金を出す。して見れば

ば、その金の値ほどの物を貰わねばならない。それが如何なる場合でも物を調べてさうして金を出す。これが普通の金銭の授受であります。然るに保険料はどうかといつたら、政府管掌においては特にさうであるが、請求して來るところの伝票によつて、直ちに支拂いが始まるのであります。その当否を調べるのは、ただその紙面に載つておる数字のみを以て當否を調べるのであります。内容は果して事実かどうかといふことを調べる機関はないのであります。そういうような一方的なものを信じてこれを支拂う。それが少數の金額ならよいが、何十億という支拂であります。果して然らばその中にどういふ不正な行動が行なわれておらないとも言えないのであります。五億、六億といふような初診料の積算された金額からいへば、診療費の支拂に對する適當な改革を行ふならば、確かにこれだけの金は出て來るものと私は信じて疑わぬのであります。政府はかかることを煩瑣な事務として、これに十分な方法を研究もせず、又ただ煩瑣の一方で以て、これをさういふ方面に十分な仕事をしておられないうといふことは、誠に遺憾に堪えませんと。たとへば煩瑣であります。たとへば少々人件費が要りましても、なすべきことはなさなければなりません。出さうという場合に、人の金を出しておる。政府は、政府管掌の金は人の金である、事業主から出た金である、人から出た金を拂うのでありますから、痛くもかゆくもない恰好で拂つております。又事業主は事業主として一定の保険料を負担しておるから、なんぼかかつても放つておけといふふうに現在な

つておる。被保険者は被保険者で、自分の病氣さえ直れば、その直つたために何十億、何百億、何千億かかつて、一つの考えも持つていない。だから、三者相共に極めて金銭の額に對する深い注意を拂つていない。ただこれを受け取るころの診療機関のみが、その診療費の多額を望んでおる。如何なる場合でも、金を出す者と取る者の間に、双方の適當な権利義務が交換されなければならぬ。それが交換されてない状態において、他人の金が勝手に支拂われておるといふことは、これは又その制度の上において極めて深い大きな欠陥があると言わざるを得ないのであります。私はその方面を十分に改善さすならば、四億、五億、六億の金は何でもないと思ふのであります。さうして次に、政府の負担は僅かに人件費の三分の一でありまして、七千八百萬圓しか負担しておりませんが、この大きな社会的な健康保険法の保険に對する政府の負担が余りに輕きに失する。少くとも人件費を全部、一ヶ年間二億程度のは負担しなければならぬ。將來の社会保障制度を行なわんとする場合には、政府は相當大きな負担を將來予期しなければならぬ。現在急激に敗戦の日本が社会組織を編んで行つて、少くとも社会保障に進まんとする道程におきまして、單にこの費用を民間の労働者のみ、産業者のみに負担させて、政府は濡れ手で粟の仕事として、ただ事務費の三分の一を負担しただけでこの仕事をするとすることは、全く政府としては社会保障に深い考えを持つていないと言わざるを得ないのであります。少くとも人件費全部は政府が負担すべきで

あります。それをせずにいて、何も彼も事業主に掛け被保険者に掛けて行くといふことは、その考え方がすでに大衆を窮地に陥れてもよろしいという結論を殊更に取つておると言つてよろしいのであります。私はこれに對して一つの修正案を考へておりますけれども、今日政府の要望といたしまして、或るべく早く案を審議して呉れということでありまして、實際におきまして、議會におきまして、殊に衆議院へ廻さなければならぬという先議になつておりますから、この際これを押し通されるお考えならば、我々は反対せざるを得ないのであります。右の理由を以てしまして、私は反対の意見を發表いたします。

（小杉イ子君發言の許可を求む）

○理事（堀井伊介君） 反対が賛成かはつきりと簡單に述べて下さい。

○小杉イ子君 私はこの案に全面的に賛成する者でございます。その理由は、すべて保険を意味する保険組合であらうが、どの保険であらうか、すべて免税という特権がなければならぬと、こゝ思つております。その意味から、この改正案の二ノ（二）健康保険組合に對する登録税の免、除これも賛成でございます。それから保健施設の用に供する建物又は土地の権利の取得又は所有権保存の登記には登録税を免除すること、これも賛成でございます。

○理事（堀井伊介君） 小杉委員、一つ一言わなないで、一括してやつて下さい。

○小杉イ子君 それから則ちの点でございまして、給付金を納めない者は罰するという罰則、これも賛成でございます。

それに相当の赤字の補填ができないと
物を買い場合に金を出す。して見れ

つても放つておけというふうに現在な

とも人件費全部は政府が負担すべから

す。

○理事(堀井伊介君) 全部賛成なら全
部賛成と……

○小杉イ子君 全部賛成でなければど
も、討論を一言お話し下さい。

それからこの保険というものに對し
ては、衛生というものをもう少し注意
して、予防ということに重きをおいて
頂きたいと思ひます。すべてが健康で
ありますならば、政府も亦被保険者も
亦國家も仕合せであると思ひます。か
ら、これに對して衛生の意味を一つ強
く附加して頂きたいと思ひます。この
意味を以て私はこれに賛成する者で
ございます。

○井上なつゑ君 勤労者が今日耐乏生
活のうちにおられます、本當に生産に
励むことのできますのも、健康保険が
あるからだと存ずるのでございませ

保険経済の破綻を予防する意味から、
一部診療費の負担をして行かなければ
ならないということになりましたこと
は、誠に遺憾に存するのでございま
す。諸般の情勢からして、どうしても
一部負担をしなければ、日本の健康保
険の保険経済は破綻を來すというので
ございませう。これは止むを得ない
ことと存じますので、本法案が定ま
りました以上は、政府におかれまして
も、この案の運営を円滑にして、一日
も早く保険経済の破綻から免れるよう
にせられんことを要望いたしまして、
さうして本法案に賛成する者でござ
います。

○理事(堀井伊介君) 他に御発言ござ
いませうか。
○草葉隆圓君 討論を終結されて、直
ちに採決に入られんことを希望いたし

ます。
○理事(堀井伊介君) 只今の草葉委員
の動議に御異議ありませんか。

「賛成」と呼ぶ者あり
○理事(堀井伊介君) 御異議ないと認
めます。これで討論は終結と認めて御
異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○理事(堀井伊介君) 御異議ないと認
めます。それで採決に入ります。健
康保険法の一部を改正する法律案につ
いて採決をいたします。原案通り可決
することに賛成の方の挙手を願いま
す。
○山下義信君 採決に異議がありま
す。反対意見が出ておりますから、反
対意見から御採決を願ひます。

○理事(堀井伊介君) ではこの原案に
對しまして、反対の方から採決をいた
します。この原案に反対の方の挙手
を願ひます。
「挙手者少数」
○理事(堀井伊介君) お二人。
次にこの原案通り可決することに賛
成の方の挙手を願ひます。
「挙手者多数」
○理事(堀井伊介君) 多数と認めま
す。本法案は多数を以て可決すべきも
と決定いたしました。

○理事(堀井伊介君) 次に厚生年金保
險法等の一部を改正する法律案を議題
といたします。
○草葉隆圓君 厚生年金保険法等の一
部を改正する法律案は、討論を省略し
て、直ちに採決に入られたいと思ひま
す。
○理事(堀井伊介君) 草葉委員の動議
に御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり

○理事(堀井伊介君) 御異議ないと認
めます。では討論を省略して採決に入
ります。厚生年金保険法等の一部を改
正する法律案につきまして賛成の方の
挙手を願ひます。
「賛成」

○理事(堀井伊介君) 御異議ないと認
めます。それで採決に入ります。健
康保険法の一部を改正する法律案につ
いて採決をいたします。原案通り可決
することに賛成の方の挙手を願いま
す。
○山下義信君 採決に異議がありま
す。反対意見が出ておりますから、反
対意見から御採決を願ひます。

○理事(堀井伊介君) ではこの原案に
對しまして、反対の方から採決をいた
します。この原案に反対の方の挙手
を願ひます。
「挙手者少数」
○理事(堀井伊介君) お二人。
次にこの原案通り可決することに賛
成の方の挙手を願ひます。
「挙手者多数」
○理事(堀井伊介君) 多数と認めま
す。本法案は多数を以て可決すべきも
と決定いたしました。

○理事(堀井伊介君) 次に厚生年金保
險法等の一部を改正する法律案を議題
といたします。
○草葉隆圓君 厚生年金保険法等の一
部を改正する法律案は、討論を省略し
て、直ちに採決に入られたいと思ひま
す。
○理事(堀井伊介君) 草葉委員の動議
に御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり

午後三時五十二分散会
出席者は左の通り。

理事 堀井伊介君
委員 今泉 政喜君
中平常太郎君
山下 義信君
黒川 武雄君
中山 壽彦君
草葉 隆圓君
小杉 イ子君
井上なつゑ君
政府委員 淺岡 信夫君
厚生事務官 宮崎 太一君
(保険局長)

四月二十五日子備審査のため、本委
員会に左の事件を付託された。
一、伝染病予防法の一部を改正する法
律案
一、國立公園法の一部を改正する法律
案
一、伝染病予防法の一部を改正する法律
案

健康保険法の一部を改正する法律案
多数意見者署名
草葉 隆圓 井上なつゑ
小杉 イ子 黒川 武雄
今泉 政喜 中山 壽彦
厚生年金保険法等の一部を改正する
法律案
多数意見者署名
山下 義信 中平常太郎

警察、市町村長、区長、戸長、検疫
委員又ハ予防委員ニ届出シ其ノ転
ノ場合亦同シ患者若ハ死体所在地
ノ市町村長、検疫委員又ハ予防委員
經由シ(東京都ノ区ノ存スル区域及ビ
保健所法第一條ノ規定ニ基テ政令
ムル市ニ於テハ直接)患者若ハ死体所
在地ノ管轄保健所長ニ届出シ其ノ転
ノ場合死亡ヲ除キ亦同シに改める。

第四條第一項中「其ノ所在地ノ警察
官吏、市町村長、区長、戸長、検疫委
員又ハ予防委員」を「其ノ所在地ノ市町
村長(東京都ノ区ノ存スル区域及ビ保
健所法第一條ノ規定ニ基テ政令定ム
ル市ニ於テハ保健所長)、検疫委員又ハ
予防委員」に改める。
第十五條第一項中「市制第八十三條
町制第六十九條ニ依リ」を削る。
第十八條の次に次の一條を加える。
第十八條ノ二 都道府縣ニ防疫監更及
防疫医ヲ置ク

防疫監更ハ事務吏員ヲ以テ、防疫医
ハ技術吏員ヲ以テ之ニ充テ傳染病予
防ノ事務ニ従事ス
防疫監更及防疫医ニ關シ資格其ノ他
必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム。
第十九條ノ二第一項中「内務大臣」を
「厚生大臣」に改める。

第十九條ノ三 厚生大臣ハ傳染病予防
上必要ト認ムルトキハ一ノ都道府縣
知事ノ行フ傳染病予防事務ヲ應援セ
シムルタメ他ノ都道府縣知事ニ對シ
第十八條ノ二ノ規定ニ依リ防疫監
更及防疫医ノ派遣ヲ命スルコトヲ
得
第二十條第二項を削る。
第二十一條中「負担トス」を「ニ於

テ之ヲ支弁ス」に改める。

第二十二條中「北海道地方費又ハ府縣ノ負担トス」を「都道府縣ニ於テ之ヲ支弁ス」に、「道府縣」を「都道府縣」に改める。

第二十二條の次に次の一條を加える。

第二十二條ノ二 第十九條ノ三ノ規定ニ依リ他ノ都道府縣ヨリ應接ノタメ派遣スル防疫監更及防疫医ニ要スル諸費ハ應接ヲ受ケタル都道府縣ノ支弁トス

第二十三條から第二十五條までを次のように改める。

第二十三條 削除

第二十四條 第二十一條ノ支弁ニ對シテハ政令ノ規定ニ從ヒ都道府縣ハ其ノ三分ノ二ヲ支出ス

第二十五條 國庫ハ政令ノ規定ニ從ヒ第二十二條及前條ノ規定ニ依リ都道府縣ノ支弁及支出ニ對シ其ノ二分ノ一ヲ負担ス

國庫ハ政令ノ規定ニ從ヒ第十八條ノ二ノ規定ニ依リ防疫監更及防疫医ニ關スル諸費ヲ負担ス

第二十七條第一項中「北海道地方費又ハ府縣費」を「都道府縣費」に改める。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 削除

第三十三條中「海外諸港、朝鮮並台津及樺太」を「海外諸港」に改める。

附則
この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

國立公園法の一部を改正する法律案
國立公園法の一部を改正する法律
國立公園法（昭和六年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

「勅令」を「政令」に、「地方長官」を「都道府縣知事」に改める。

第一條中「主務大臣」の下に「國立公園審議會ノ意見ヲ聞キ」を加える。

第三條中「主務大臣」の下に「國立公園審議會ノ意見ヲ聞キ」を加える。

第四條第二項を次のように改める。

公共團體ハ主務大臣ノ承認ヲ受ケ國立公園事業ノ一部ヲ執行スルコトヲ得

第六條の次に次の一條を加える。

第六條ノ二 國立公園事業ニ因リ著シク利益ヲ受ケタル者アルトキハ行政官廳又ハ公共團體ハ其ノ者ヲシテ利益ヲ受ケル限度ニ於テ國立公園事業ノ執行又ハ國立公園事業ニ因リ生ジタル施設ノ管理ニ要スル費用ノ全部又ハ一部ヲ負担セシムルコトヲ得

行政官廳又ハ公共團體ノ執行スル國立公園事業ニ關スル工事ニシテ他ノ工事ニ因リ必要ヲ生ジタルモノナルトキハ其ノ費用ハ工事ノ必要ヲ生ジタル程度ニ於テ其ノ原因タル工事ノ費用負担者ヲシテ之ヲ負担セシムルコトヲ得

第七條第一項但書中「前條」を「第六條」に改め、同條第二項を削る。

第八條第二項に、第六号として、「六 水位水量ノ増減ヲ來ス行爲」を加え、同項の次に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ許可ヲ得ルコト能ハザリシ爲損害ヲ被リタル者ニ對シテハ通常生ズベキ損害ニ限リ國庫之ヲ補償ス

第八條の次に次の二條を加える。

第八條ノ二 主務大臣ハ特別地域内ニ於テ特ニ景観維持ノ爲必要アリト認ムルトキハ國立公園計画ニ基キ特別保護地区ヲ指定スルコトヲ得

特別保護地区内ニ於テ左ノ各号ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケベシ但シ命令ヲ以テ許可ヲ要セズト規定シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 前條第二項各号ニ掲グル行爲

二 開墾、植栽其ノ他形質ノ變更

三 物件ノ堆積

四 家畜ノ放牧

五 焚火又ハ火入

六 爆発物又ハ容易ニ燃焼スベキ物件ノ貯藏

七 野生動物ノ捕獲又ハ高山植物ノ採取

前條第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ許可ヲ得ルコト能ハザリシ爲損害ヲ被リタル者ニ之ヲ準用ス

第八條ノ三 第八條第二項及前條第二項ノ許可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第九條第四項を削り、同條の次に次の一條を加える。

第九條ノ二 第八條第三項、第八條ノ二第二項及前條第二項及第三項ノ規定ニ依リ補償金額ハ主務大臣之ヲ決定ス其ノ決定ニ對シテ不服アル者ハ其ノ通知ヲ受ケタル日より三月以内ニ裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十條中「第八條第二項ノ規定、同條同項ノ許可ニ附シタル條件」を「第八條第二項（第十一條ノ二第二項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム）若ハ第八條ノ二第二項ノ規定、第八條ノ三ノ規定ニ依リ許可ニ附シタル條件」に、「前條」を「第九條」に改める。

第十一條第四項中「通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ訴訟シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

ズ」を「裁判所ニ出訴スルコトヲ得」に改め、同項の次に次の一項を加え、同條末項中「第九條第四項」を「第九條ノ二」に改める。

前項ノ訴ニ於テハ補償ノ當事者ノ一方ヲ被告トス

第十一條の次に次の一條を加える。

第十一條ノ二 主務大臣ハ風景地ノ保護又ハ利用ノ爲メ都道府縣ニ諮リ國立公園審議會ノ意見ヲ聞キ國立公園ニ準ズル区域ヲ指定スルコトヲ得

第八條、第八條ノ三及第九條ノ二ノ規定ハ政令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ規定ニ依リ指定セラレタル区域ニ之ヲ準用ス

第十二條を次のように改める。

第十二條 主務大臣ノ諮問ニ應ジ國立公園ニ關スル重要事項ヲ調査審議スル爲國立公園審議會ヲ置ク

國立公園審議會ハ國立公園中央審議會及國立公園地方審議會トス

國立公園地方審議會ハ國立公園毎ニ置カルモノトス

前三項ニ定ムルモノヲ除ク外國立公園審議會ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條第二項を削る。

第十四條及第十五條を次のように改める。

第十四條 本法ニ規定スル行政官廳ノ徴収金ハ國稅徴収法ノ例ニ依リ之ヲ徴收スルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次グモノトス

第十五條 左ノ各号ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス

一 第八條第二項（第十一條ノ二第二項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定又ハ同項ノ許可ニ附

シタル條件ニ違反シタル者

二 第八條ノ二第二項ノ規定又ハ同項ノ許可ニ附シタル條件ニ違反シタル者

第九條第一項ノ命令又ハ処分ニ違反シタル者ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス

第十五條の次に次の一條を加える

第十五條ノ二 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前二條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

附則
この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 國立公園委員會官制（昭和二十二年勅令第一七六号）は廢止する。

1 此の法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 國立公園委員會官制（昭和二十二年勅令第一七六号）は廢止する。

附則
この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 國立公園委員會官制（昭和二十二年勅令第一七六号）は廢止する。

1 此の法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 國立公園委員會官制（昭和二十二年勅令第一七六号）は廢止する。

附則
この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 國立公園委員會官制（昭和二十二年勅令第一七六号）は廢止する。

1 此の法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 國立公園委員會官制（昭和二十二年勅令第一七六号）は廢止する。

附則
この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 國立公園委員會官制（昭和二十二年勅令第一七六号）は廢止する。

1 此の法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 國立公園委員會官制（昭和二十二年勅令第一七六号）は廢止する。